

# 審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名 : 技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項 : 第 8 条第 1 項
処 分 の 概 要 : 技能検定員資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 判断基準は、法令に定めるところによる。
標 準 処 理 期 間 : 1 週
申 請 先 : 交通部運転免許試験課教習所係
問 合 せ 先 : 交通部運転免許試験課教習所係 (電話075-631-5181 内線452)
備 考 :